

臨時電力（定額制）における
「太陽光発電促進付加金」の適用誤りについて

平成24年度の太陽光発電促進付加金につきましては、平成24年1月24日に認可申請を行い、平成24年1月25日に認可を受け、平成24年4月分料金からお客さまにご負担いただいておりますが、そのうち、臨時電力（定額制）の単価を誤ってシステム登録したことにより、該当お客さま（約1,200件）の太陽光発電促進付加金について誤ってご請求していたことが判明しました。

多大なご迷惑をお掛けした皆さまに心よりお詫び申し上げますとともに、今後、二度と同様な事象を発生させないよう、再発防止を徹底いたします。

なお、システム内の単価については、正しい単価への置き換えを行っていますが、過大に請求していたお客さまへの払い戻しなどについても、速やかに対応を行います。

1 誤りの内容

臨時電力（定額制）の平成24年度太陽光発電促進付加金単価のシステム登録を誤ったものです。

臨時電力（定額制）	誤	正	差(誤 - 正)
契約電力0.5kWの場合 1日につき	97銭	49銭	+48銭
契約電力1kW 1日につき	49銭	97銭	48銭

2 対象お客さま数および適用誤りによる影響金額

	お客さま数	影響金額（注）
契約電力0.5kWの お客さま	24件	約500円 （過大請求）
契約電力1kW以上の お客さま	1,189件	約85,000円 （請求漏れ）

（注）平成24年4月から平成25年1月までの合計金額

3 再発防止策

システム内への単価登録時において、単価と入力帳票の相関をとる仕組みの構築など業務プロセスの見直し、及び「他の担当者及び管理職の審査」によるチェックの多重化を図り、再発防止を徹底します。